

後期高齢者医療 保険料

■お問合せ
 保険年金課 岩井庁舎
 内線1733・1736



保険料の決まり方

後期高齢者医療制度の保険料は、個人ごとに計算され、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて計算される「所得割額」の合計となります。
 保険料率は都道府県ごとに決められ、医療費の動向等を踏まえて2年ごとに見直されます。

茨城県の 年間保険料 <small>(限度額55万円) 100円未満切捨</small>	= 均等割額 39,500円	+ 所得割額 <small>賦課の基となる 金額(※) ×8.00%(所得割率)</small>
--	---------------------------	--

※ 賦課の基となる金額 = 平成23年中の所得金額 - 基礎控除33万円

■均等割額の軽減

33万円 + {35万円 ×被保険者数} 以下 の世帯の場合	33万円 + {24.5万円 ×世帯の被保険者数 (世帯主を除く)} 以下 の世帯の場合	33万円以下の世帯 の場合	33万円以下の世帯 のうち、被保険者 全員が年金収入80 万円以下(その他 各種所得がない) の場合
2割軽減 31,600円	5割軽減 19,750円	8.5割軽減 5,925円	9割軽減 3,950円

所得の低いかたには
軽減措置があります

①均等割額の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の総所得金額等の合計額が左記のいずれかに該当する場合、

均等割額が軽減されます。

②所得割額の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の総所得金額等の合計額が左記のいずれかに該当する場合、

職場の健康保険などの被扶養者だったかたへの軽減措置
 後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であったかたは、所得割額は賦課されず、均等割額が9割軽減されます。(国民健康保険及び国民健康保険組合に加入していたかたは対象になりません。)



※世帯主及び被保険者のかたが所得の申告をしていないと、正しい保険料額を算出できませんので、お早めに申告をしてください。